

PCB使用安定器確認の流れ

質問 1	使用している建物は、昭和52年（1977年）3月以前に建築した建物ですか？
はい （質問 2）へ いいえ （質問 4）へ	
質問 2	質問1で「はい」と回答した物件は事業用建物ですか？ ※過去に事業をしていた場合や、共同住宅の場合は「はい」を選択してください。
はい （質問 3）へ いいえ （質問 4）へ	
質問 3	質問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年（1977年）4月以降に全ての照明器具を交換し、処分していますか？ （全て交換済みであっても、保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください）
はい （質問 4）へ いいえ （質問 4）へ	
質問 4	建物の共有部分（共同住宅の通路等）や建物外の敷地（駐車場等）に、昭和52年（1977年）3月以前に設置した照明器具（蛍光灯・水銀灯）はありますか？
はい （質問 5）へ いいえ （質問 3）で「いいえ」は（質問 5）へ それ以外の方は、PCB使用安定器はお持ちではありません。	
質問 5	「確認作業の手引き」を参考に、建物や敷地内にPCB使用安定器が設置・保管されていないかご確認ください。